

消費税に関する 調査を行っています

取引先に消費税の引き上げ分
を押しつけることは違法です。

消費税率引上げに伴い違反行
為を受けていましたら、本調査
にご協力下さい。

公正取引委員会  中小企業庁 

- 調査票は、最寄りの地方経済産業局消費税転嫁対策室においても配布しております。
- また、中小企業庁及び公正取引委員会のHPからも印刷が可能です。

【中小企業庁HPアドレス】

<http://www.chusho.meti.go.jp/>